

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成19年1月18日
【事業年度】	第72期（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）
【会社名】	永大産業株式会社
【英訳名】	Eidai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉川 康長
【本店の所在の場所】	大阪市住之江区平林南二丁目10番60号
【電話番号】	(06) 6684 - 3000
【事務連絡者氏名】	常務取締役 山崎 道別
【最寄りの連絡場所】	大阪市住之江区平林南二丁目10番60号
【電話番号】	(06) 6684 - 3020
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 小林 宏光
【縦覧に供する場所】	東京営業部 (東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル6F) 敦賀事業所 (福井県敦賀市永大町) 山口・平生事業所 (山口県熊毛郡平生町大字曾根)

(上記東京営業部等は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して任意に縦覧に供する場所としたものです。)

### 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成18年6月29日に提出いたしました第72期（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加及び訂正すべき事項がありましたので、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

### 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(2) その他

### 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_で示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第2【事業の状況】

#### 4【事業等のリスク】

(訂正前)

(1)～(6)記載省略

(訂正後)

(1)～(6)記載省略

(7)訴訟について

当社グループの海外子会社EIDAI DO BRASIL MADEIRAS .S.A. (以下、E.D.B.) において、現在ブラジル国税庁等との間で複数の訴訟案件があり係争中であり、主な訴訟は次のとおりであります。

提訴日	平成13年5月9日
原告	E.D.B.
被告	ブラジル国税庁

原訴訟金額	6,143千R\$ (約309百万円)
	2,222千R\$ (約112百万円)

同社試算による 平成17年12月まで の見込延滞金	2,227千R\$ (約112百万円)
	927千R\$ (約46百万円)

経過 平成13年8月第一審で敗訴しましたが、これを不服として第二審で係争中です。

訴訟内容 E.D.B. (以下、同社) が原木購入時に受領した領収書金額と原木業者が発行する流通税伝票に記入された売却金額との間に相違額があり、これが同社の過少所得申告と指摘されました。これを不服として提訴したものです。同社の取引先のほとんどが零細原木業者で、流通税伝票の起票を怠ってしまうため相違が発生しており、同社は領収書に基づいた金額を支払っていると主張しております。  
平成11年度の税務申告で平成8年から平成11年までの資本金利息を一括で損金計上しましたが、過年度分は認めないとの税法違反を指摘されました。その後の裁判の過程で、一括計上については同社の主張が認められましたが、当局はなお、会計上の手続きの違反を指摘しております。同社は会計上の手続きについても明確な施行細則はなく、処理方法の正当性を主張しております。

なお、引き続き裁判の中で正当性を主張していく所存ですが、これらの訴訟案件が当社グループの主張・予測と相違する結果となった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 第5【経理の状況】

### 1【連結財務諸表等】

#### (2)【その他】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

#### 訴訟について

当社グループの海外子会社EIDAI DO BRASIL MADEIRAS .S.A. (以下、E.D.B.) において、現在ブラジル国税庁等との間で複数の訴訟案件があり係争中であり、主な訴訟は次のとおりであります。

提訴日	平成13年5月9日
原告	E.D.B.
被告	ブラジル国税庁

原訴訟金額	<u>6,143千R\$ (約309百万円)</u>
	<u>2,222千R\$ (約112百万円)</u>

同社試算による 平成17年12月まで の見込延滞金	<u>2,227千R\$ (約112百万円)</u>
	<u>927千R\$ (約46百万円)</u>

経過 平成13年8月第一審で敗訴しましたが、これを不服として第二審で係争中です。

訴訟内容 E.D.B. (以下、同社) が原木購入時に受領した領収書金額と原木業者が発行する流通税伝票に記入された売却金額との間に相違額があり、これが同社の過少所得申告と指摘されました。これを不服として提訴したものです。同社の取引先のほとんどが零細原木業者で、流通税伝票の起票を怠ってしまうため相違が発生しており、同社は領収書に基づいた金額を支払っていると主張しております。  
平成11年度の税務申告で平成8年から平成11年までの資本金利息を一括で損金計上しましたが、過年度分は認めないとの税法違反を指摘されました。その後の裁判の過程で、一括計上については同社の主張が認められましたが、当局はなお、会計上の手続きの違反を指摘しております。同社は会計上の手続きについても明確な施行細則はなく、処理方法の正当性を主張しております。

なお、引き続き裁判の中で正当性を主張していく所存ですが、これらの訴訟案件が当社グループの主張・予測と相違する結果となった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。